

平成25年度内部監査結果に基づく監査室の提言事項及びそれに対する資金管理法人の対応

1. 提言項目数の推移

	内 訳	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)
提言件数	新規	11	8	5	5	5	3	1	2	1	1
	前期繰越し	—	6	8 ^注	0	0	0	0	1	0	0
	合計	11	14	13	5	5	3	1	3	1	1
対応状況	完了	5	6	13	5	5	3	0	3	1	1
	未完	6	8	0	0	0	0	1	0	0	0

【注】第3回の前期繰越し件数8件のうち4件は監査時点までに完了したが、追加提言をうけたものである。

2. 今回の新規提言事項と対応

対応内容については代表理事に報告し了承済みである。

提 言 事 項	対 応
<p>○再資源化預託金等の外部委託に係る管理強化</p> <p>「再資源化預託金等の運用の基本方針」では、資産管理機関^{*1}(受託者)が満たすべき基準として「各種法令、契約又は資産管理基準等に反する行為があった場合には、資産管理機関は直ちに資金管理センターに対し報告を行ない、指示に従うこと」を定めている。この点については、信託法第29条において、受託者に善管注意義務^{*2}が課されているため一定担保されているが、更に、受託者が自発的に報告をしなければならない仕組みを明確化しておくことが望ましい。</p> <p>*1資産管理機関:資産管理サービス信託銀行(株) *2善管注意義務:「善良な管理者の注意義務」の略で、受託者が事務等の管理を行う場合には、当該職業又は地位にある人として通常要求される程度の注意義務を払うこととされている</p>	<p>○再資源化預託金等の外部委託に係る管理強化</p> <p>「再資源化預託金等の運用の基本方針」については、資産管理機関との契約締結前にあらかじめ提示していることや、提言事項に記載のとおり、信託法第29条に資産管理機関の「受託者の注意義務」が規定されていることに加え、信託法第44条に「受益者^{*3}による受託者の行為の差止め」が規定されていることから、「再資源化預託金等の運用の基本方針」に定める、「各種法令、契約又は資産管理基準等に反する行為があった場合には、資産管理機関は直ちに資金管理センターに対し報告を行ない、指示に従うこと」については、一定担保されいると判断している。しかしながら、今回の提言事項となった「外部委託先の管理強化」の観点から、資産管理機関との原契約に「再資源化預託金等の運用の基本方針」に定めている基準を満たすために、「受託者に各種法令または原契約に反する行為があった場合には、受託者は直ちに委託者に対し報告を行い、その指示に従います」の一文を追加する変更契約を平成25年12月20日に締結した。</p> <p>*3受益者:本財団</p>

以上